

能性」に対する一つの答えである。本稿が今後持続可能性を検討する際の一助となれば幸いである。専門性という観点からは、内容への物足りなさがあつたかもしれない。自分自身、決断科学プログラムの履修生としてはまだ発展途上であり、現在進行系である久留米紺の復興と同様に今後の躍進に期待していたらしくということでお詫びいただければと思う。地域を変えるのはよそ者、馬鹿者、若者と言うらしい^{※1}。筆者は決断科学プログラムの中で特別優れた能力があるわけではないが、幸いこれらの点に関してはすべてを備えていると思つてゐる。何もしらない、できないところからスタートしたオーラウンド系研究者の快進撃をこれからお見せできればと思う次第である。

参考文献

エフ・ティ編(2013)『久留米かすり本』、エフ・ティ

*1 「地方創生の切り札は「よそ者」「馬鹿者」そして「却勤」——増田寛也氏インタビュー」プロジェクトメントオンライン〈<http://president.jp/articles/-/16320>（2017年2月11日閲覧）〉



須藤竜之介 すどう りゆうのすけ

九州大学大学院システム生命科学府システム生命科学専攻 一貫制博士課程2年
決断科学大学院プログラム 健康・統治・環境モジュール

1989年東京都生まれ。明治学院大学大学院心理学研究科博士前期課程修了。
専門は心理学、「極限の状況を切り拓く」というテーマのもと、研究対象はムシ、サカナ、ラットからヒトまで、ヒトは赤ちゃんから高齢者まで、何でもやるマインドです。

持続可能な地域福祉社会の構築のために 「地域包括ケアシステム」の検討を通じて

小幡 あゆみ

労働政治理学

はじめに

現代日本の地域社会は、人口減少と高齢化の進展という社会の転換の中で、存続の危機に直面している。とりわけ福祉政策の領域においては、肥大化する医療・介護のニーズに対し、いかにして限られた資源の公正かつ効率的な配分を行い、「持続可能」な福祉システムを構築していくのかが問われているといえよう。そのような状況下において、2000年代前半から逼迫する介護保険財政を受けた制度改革をめぐる議論の中で、「地

域包括ケアシステム」の構築が政策として焦点化され、2014年の通常国会において可決された「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の中では明確に政策目標としてその定義が示されることとなつた。本稿は、この現在注目を集めている「地域包括ケアシステム」の内実とその課題について考察することを目的としている。決断科学プログラムの統治モジュールでは、現場での実習やその経験の理論化を重ねながら、教育や産業などの多様な視点から持続可能な地域構築のための方途が検討されてきた。本稿は、その問いかけてす

る福祉の視点からのアプローチである。

まあ、ここでは、そもそも地域包括ケアシステムがどのようなシステムを指しているのかについて、そのはじまりとされる事例を紹介し確認した上で、そのようなシステムが必要とされるようになつた背景を確認していただきたい。

1. 地域包括ケアシステムのはじまり

この地域包括ケアシステムは、昭和50年代から広島県公立みつき総合病院の院長であった山口昇医師によつて取り組まれた広島県御調町（現在は市町村合併により尾道市に統合）での医療・介護・福祉にまとまるケアの実践につけられた名前であつた^{※10}。山口氏によれば、

※1 高橋紘士（2012）「地域包括ケアシステムへの道」（高橋紘士編『地域包括ケアシステム』、オーム社、pp.12-37、所収）

⑤福祉バンクという住民ボランティア組織によるボランティアの設立・1時間1点の時間貯蓄制で、自身が要介護になつた際、点数分の介護を受けることができる（市町村合併時に解散）

こののような取り組みの結果、当時の御調町では公立みつき病院を中心とした多機関間の連携システムが構築されていった。山口医師は、この経緯を振り返り、「…地域住民のニーズに応えていくうちに、自然に現在のような地域包括ケアシステムのハードとソフトが出来上がってきた」^{※3}と述べている。

1. 2. 地域包括ケアシステム登場の背景

こののような地域内の医療・介護を連携させる取り組みは、その後多くの地域で実践が積み重ねられてきた^{※4}。

※3 山口（2012）‘前掲’ p.37.

※4 厚生労働省のHPには、全国各地の地域包括ケアの取り組みが50事例紹介されている。（参考：厚生労働省（2014）『「地域包括ケアシステム」事例集～地域のまちづくりと医療の素～』URL: http://www.kaiogokensaku.jp/chiihi-houkatsu/files/mhw_care_system_2014.pdf）

御調町での地域包括ケアシステムは次ののような取り組みによつて生まれた地域内の連携体制である。^{※20}

- ①退院後に自宅で寝たきり化してしまった住民を減らす目的で訪問診療・看護・リハビリテーションを看護師・保健師・リハビリスタッフの派遣によつて実施
- ②住民の姿態にあわせ、在宅ケアに関する専門職を集めたケアカンファレンスによるディスカッションでケアプランを作成

③健康づくり・疾病予防のために、医師や歯科医師、健康管理養士、訪問看護師等多様な専門職と住民との間でのワークショップを開催

④車いすやヘルパーなど行政福祉サービスが必要となる住民のため、町長・議会を説得した上で、役場の住民課と厚生課を病院内に移管（その後、国保・介護保険部門も設置される）

※1 山口昇（2012）「地域包括ケアのスタートと展開」（高橋紘士編『地域包括ケアシステム』、オーム社、pp.2-11、所収）

それでは、なぜ地域包括ケアシステムが現代社会において必要とされるようになったのであるうか。この背景としては、①健康概念の変化と②ケアの社会化への要請が挙げられる。まず、①健康概念の変化については、

「医学モデル」から「生活モデル」への転換が重要である。「ヘルスケア政策を専門とする猪飼周平氏によれば、従来、医学的病気がない状態が健康とされ、健康回復手段がもっぱら医学的治療によるものとされてきた健康概念（＝医学モデル）が、21世紀に入り、生活の質を基準として定義（＝生活モデル）されるようになつたことで、医療だけでなく、リハビリテーションや他者との交流といった要素を組み合わせた「包括的」なケアによって、いかに当事者が健やかな生活を送ることができるかという問題に関心が集まるようになつたといふ。^{※50}また、従来家族内の女性によつて担ってきたケアの領域は、女性の社会進出や核家族化の進行といった時代状況の変化によつて、社会全体がそれを担うべきだといった

議論が起ころるようになる。それが、②ケアの社会化への要請である。特に、日本社会においては、高齢化の急速な進展と高齢者世帯の増加が介護の社会化という問題を顕在化させた。そこでは、旧来の家族に代わり、「地域」が新たなケアの担い手として着目されるようになったのである。この①と②の変化が、人びとが住み慣れた地域で最後までよく暮らすことのできる包括的なケアの体制である地域包括ケアシステムを生み出したといえるだろう。

それでは、このような背景から登場した実践としての地域包括ケアシステムはいかにして政府の政策課題とされ、政策化がすすめられていったのだろうか、次節ではそれを確認していきたい。

2. 地域包括ケアシステムの政策化

本節では、地域包括ケアシステムが介護保険制度の改正の議論の中で政策課題として浮上してきたことを確認し、その政策化の流れの中で地域に求められるようにな

なった役割について検討していきたい。

2. 1. 介護保険制度の創設と行き詰まり

第1節で述べた①健康概念の変化および②ケアの社会化への要請という時代状況の変化は、政府にも旧来の社会保障システム^{※6}からの転換を求めるうことになった。そこで、2000年に立ち上げられたのが、介護保険制度である。この介護保険制度は、今までの社会保障の在り方に大きな転換を求めることがある。その転換とは、サービスの提供形態が行政処分から契約主義に転換したということに加え、高齢者福祉における自治体の役割が大きく変化したことにある^{※7}。つまり、

※6 日本では、終身雇用や年功賃金制、企業別の福利厚生の提供といった性格に基づけられた日本型の雇用システムの下で働く男性稼ぎ主が世帯収入の中心となり、育児や介護などのケアの領域は家庭内の女性によって担われるという構造により、他の先進国よりも低い社会保障費の割合を維持することができたところであり、政治学者の三浦まり氏はこのもつね日本式の福祉体制を「welfare through work」（雇用を通じた福祉）であつたと評価している。Mari Miura(2012) Welfare Through Work: Conservative Ideas, Partisan Dynamics, and Social Protection in Japan, New York: Cornell University Press.

※7 介護保険の財源は、50%が保険料（第一号保険者：22%、第二号保険者：28%）、残りの50%が公費（国：25%、都道府県：12.5%、市町村：1.2%、5%）の構成になつてゐる。

多様性や社会的排除といった状況が顕在化したことや、介護保険が提供できるサービスの範囲や人的資源では対応しきれないといった「高齢期の生活課題」と介護保険が提供するサービスの「ミスマッチ」^{※8}が問題視されることとなる。そして、この問題への対応を検討する中で、注目されるようになつたのが「地域包括ケアシステム」であった。

2. 2. 「地域包括ケアシステム」の政策化

この「地域包括ケアシステム」ということばが政策課題として注目を集めることになつたのは、介護保険制度の改正を議論するために立ち上げられた高齢者介護研究会が2003年に提出した報告書「2015年の高齢者介護」の中で取り上げられたことによると思われている^{※9}。

※8 大森彌（2000）『（分権型社会を創る①）分権改革と地域福祉社会の形成』、ぎょうせい、

※9 小林良彰・名取良太（2004）『地方分権と高齢者福祉—地方自治の展開過程』、慶應義塾大学出版会、p.1。

※10 大森（2000）前掲、pp.196-197。

この報告書の中では、今後の高齢者介護の課題が、以下のように述べられていた。

・自らの尊厳保持のため、自助の努力を尽くし、さらに、地域における共助の力を可能な限り活用することにより、結果において公的な共助のシステムである介護保険制度の負担を合理的に軽減させるなど、広い見地からフォーマル・インフォーマル・自助・共助・公助のあらゆるシステムをこれまで以上に適切に組み合わせながら、これから高齢社会において「高齢者が尊厳をもつて暮らすこと」を実現していくことが、国民的課題である^{※13)}。

さらに、同報告書の中では、高齢者の尊厳を支えるためには、介護保険制度の仕組みを持続可能な制度にしていくため、「より効率的な保険運営ができるよう、地域の実情に応じて保険者が独自性を発揮できる、より柔軟な仕組みを検討する」^{※14)}ことが必要であるとも述べ

※ 13 高齢者介護研究会報誌（2003）「2015年の高齢者介護」、URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/policy/kaigo/kentou15kourei/> (2017.2.2 閲覧)

※ 14 高齢者介護研究会報誌（2003）前掲

第1号保険料の全国平均推移（月額）	（介護保険制度の改正点）	地域包括ケアシステムに関する改正点	その他の主な改正点
第1期 (2000~2002年) 2,911円	2000年	2000年	介護保険制度創設
第2期 (2003~2005年) 3,293円	2005年	・地域包括ケアシステム概念の提示 ・地域包括支援センターの創設 ・市町村による「地域支援事業」（介護保険財源で市町村が取り組む事業）の実施	・施設給付の見直し (居住費用・食費の全額利用者負担)
第3期 (2006~2008年) 4,090円	2008年		・業務管理体制の整備
第4期 (2009~2011年) 4,160円	2011年	・地域包括ケアの推進という目標設定 ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設 ・予防給付と生活支援サービスの総合的な実施が市町村の判断によって可能に ・日常生活圏域ごとに介護保険事業計画を策定	・介護職員による痰の吸引が可能に ・都道府県の財政安定化基金の取り崩し
第5期 (2012~2014年) 4,972円	2014年	・全国一律だった予防給付（訪問介護・通所介護）を「地域支援事業」へ移行 ・地域ケア会議の推進	・一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ（通常1割負担）
第6期 (2015~2017年) 5,514円			

表1. 介護保険制度に関するこれまでの主な改正点（筆者作成）

るようになつたのである。それでは、そのようなシステムを構築するために、今後地域が取り組むべき課題にはいかなるものが考えられるのだろうか。最後に、その点について検討していきたい。

3. 地域包括ケアシステム構築のために

ここまで検討では、地域包括ケアシステムが政府によって政策に取り込まれていくことで、全国の自治体に対し、介護保険制度の持続可能性を念頭においた上でサービスの提供が求められるようになつたことが確認できた。しかし、第1節で確認したようにこの地域包括ケアシステムとは固有の地域独自の取り組みとして始まつたものであり、他の地域の実践を見ても、地域ごとに異なる多様な実践が行われているため、そこに単一のモデルのようなものを構築することはできない。そのため、この地域包括ケアシステムという政策を契機としてその構築に取り組む自治体には、自身の地域の実情に合わせたより主体的な判断と行動が求められることにな

られている。そして、それらを実現できるモデルとして取り上げられたのが「地域包括ケアシステム」だったのである。この提言を受け、2005年の介護保険制度改革の中では、「地域包括ケアシステム」の構築が目標とされ、拠点となる「地域包括支援センター」の創設が規定された。その後も、制度改正のたびに、「地域包括ケアシステム」構築のための多様な政策が導入されている。また、「地域包括ケアシステム」が政策に導入されないと同時に、介護保険費の利用者負担額の増加や、介護予防の支援事業に関する事務の自治体への移管などが進められている（表1）。

このような「地域包括ケアシステム」の政策化の背景には、「2015年の高齢者福祉」の中でも述べられていた、自助および互助・共助の領域におけるケアの再編と役割の強化を求める流れが存在している。そしてそこでは地域における「高齢者の尊厳のある暮らし」を維持しうるサービスを提供しながら、同時に介護保険財政を含む限られた資源の中で、持続可能性を構築していくためのまさに大きな責任が、地域、特に自治体に委ねられ

る。その上で、今後自治体が地域包括ケアシステムの構築に取り組むにあたっての課題として考えられるものを以下、検討していきたい。

3. 1. 地域ニーズの発掘と住民参加

それぞれの地域において、地域包括ケアシステムを安定的かつ効率的に機能させるためには、その地域が抱えるニーズを適切に把握していくことが不可欠である。統治モジュールのファイアードとなっている八女市でのピアリングの中では、地区によって、比較的都市部においては地域のコミュニケーションの希薄化が問題視され、一方過疎地域においては交通インフラおよび福祉施設・病院等の不足などが異なる課題として認識されていた。そのため、その地域が必要としている課題を明確化した上で、取り組むべき政策の優先度を組み込んだ計画を策定していくことが必要であろう。また、この作業を通し、目指すべき目標を地域の人びと（地域内の事業者や住民）と共にし、計画を推進していく協力体制の構築につながること

ントおよびコーディネーターが必要とされ、これまで介護保険制度の中でコーディネーターとしての役割を担つていたとされるケアマネージャーだけでなく、新たに創設される地域包括支援センターがその中核的存在となつていくことが期待されている。しかし、地域包括支援センターは、マネジメント業務に加えて、要支援レベルのケープラン作成や相談業務など多岐に渡る業務を行つているが、三菱総合研究所が2016年に実施した調査によれば6人未満の人員で構成されているセンターが半数を占めている^{※16}。さらにこれら地域包括支援センターの中には支所を設けているものもあることを考えると、地域包括ケアにおけるマネジメントおよびコーディネーター業務という取り組みは限られたものになつていているのではないかと考えられる。そのため、マネジメント能力を持つ人材の育成とあわせ、適切な業務配分と人員の確保が今後必要となる。さらに、現在全国では4,685箇所の地域包括支援センターが設置されているが、その実

が望ましい。限られた資源の中で適切なサービスの配分を行つていくためには、地域の人びとの同意と協力を調達する必要があるためだ。そのためにはアンケート調査の実施だけでなく^{※15}、住民と直接対話をしていく中で地域の目標すべき姿とその道筋である計画を生み出せる場を創造していくことが求められる。

3. 2. アクター間の連携と地域包括支援センターの機能強化

また、地域包括ケアシステムは、第1節で触れた広島県旧御調町の実践からもわかるように、医療・介護・福祉という旧来分断されて提供してきたサービスを横断させることによって可能になるシステムである。そこでは、自治体をはじめとして病院や介護施設などの民間事業者と自治体行政あるいはNPOなどの非営利法人といつた多様なアクターのネットワーク化とそのマネジメ

※15 現在、ほとんどの地域が介護保険事業計画の策定にあたって、厚生労働省の勧める「日常生活圏域アンケート調査」を実施している。

施主体の割合は介護保険者である自治体の直営が26%であるのに対し、委託が73・9%を占めており、これらのセンターにとっては、行政による事業の丸投げを防ぐためにも、密な連携体制を構築することが求められている。

3. 3. より広義の「包括」へ

最後に、この地域包括ケアシステムを持続可能なものにしていくためには、地域の福祉を担う現役世代が地域の生産活動の担い手として、安心して活動することのできる生活基盤の確立が不可欠となる。そこでは、育児や雇用政策だけでなく、ひいてはまちづくりといった他政策領域を文字通り「包括」した支えあいの仕組みづくりが求められるだろう。現在、全国の地域では、介護施設と保育施設を統合し、介護職員の育児離職のリスクを軽減する取り組み^{※17}や、生活困窮者の就労と高齢者の居

*16 三菱総合研究所（2016）「地域支援事業の包括的支援事業及び任意事業における効果的な運営に関する調査研究事業報告書」、URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-johou-12300000-houkenkyoku/0000136642.pdf>(2017.2.22閲覧)

*17 東京都江戸川区の江東園などが有名である。（江東園HP：<http://www.kotoen.or.jp/>）

住介護を結びつける取り組み^{*18}など、多様な実践が始まっている。これらの取り組みは、ケアを必要とする人々を統合することで、ケアコストの削減だけでなく、雇用を保持あるいは創出し、地域社会での人とのつながりといった社会的資源の構築にも結びついている。

このように、持続可能な尊厳のある暮らしを地域で続けていくためには、地域で暮らす人びとが暮らし続けたいと思える地域像を模索し、それを実現するための支え合いの基盤をそれぞれの地域で構築していく必要がある。地域包括ケアシステム構築の取り組みを通して、地域の課題がそれぞれの主体によって認識され、その克服を望む人びとの自生的なネットワーク構築の契機となることが望まれる。

おわりに

決断科学プログラムの統治モジュールでは持続可能な

*18 審本（2014）の中では、東京のNPO法人「自立支援センター・ふるさとの会」による取り組みが高く評価されている。

地域社会構築に求められるガバナンスとはどのようなもののかという問いの下、日々学習やフィールドワークを重ねている。本稿で取り上げた地域包括ケアシステムは、政府によって政策化されたことにより、すべての地域にローカルガバナンスの実践を求めるうこととなつた。その実践は画一的なものではあり得ず、地域のニーズや資源に大きく左右されることとなる。そのような多様な実践に対し、学問がどのような役割を担うべきなのかという点について、決断科学プログラムでの活動を通して、今後も検討していく。また、地域包括ケアシステムの構築がより推進されていくためには、地域の行財政体制の在り方や中央政府との権限配分等についても深く検討する必要があるが、本稿ではそこに至ることができなかつたため、これらの点に関しては今後の課題としたい。

本稿の執筆にあたっては、2016年12月16日と

2017年1月24日に行つた八女市市民福祉部介護長寿課と星野地域包括支援センターでのヒアリングを参考

にさせていただいている。ヒアリングに協力してくれたださつた方々に、この場を借りてお礼申し上げたい。



小幡あゆみ おばた あゆみ

九州大学法学院法政理論専攻 修士課程1年
決断科学大学院プログラム 統治モジュール

1989年福岡県直方市生まれ。九州大学卒業後、九州労働金庫勤務。
退職後、2016年4月より九州大学法学院所属。
専門は、労働政治学・地方政治。